

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項を次のように改める。

|       |  |
|-------|--|
| 10 削除 |  |
|-------|--|

別表第2の18の項を次のように改める。

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 18 削除 |  |  |
|-------|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。